

FNo.0・4・2(甲)

平成26年12月26日

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子 様
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子 様
秦野のホテルを守る会 会長 吉田嗣郎 様
丹沢・未来プロジェクト 代表 栗原孝司 様
さんげつ会 事務局 山田芳枝 様

秦野市長 古谷義幸



秦野市渋沢丘陵の霊園開発と経営許可に関する第1次公開質問状
について(回答)

本年11月7日に提出された標記の件について、次のとおり回答いたします。
なお、貴会は標記の霊園について違反や違法性があると度々指摘されていますが、霊園計画の実現に必要な各種法令等の手続については、事業者と事務を所管する各担当部局との間で適法に行われ、本年10月3日付けで、都市計画法第29条による開発許可及び墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓埋法」という。)第10条による経営許可を行ったものであることを申し添えます。

1 断層地形について

(質問①について)

昭和62年3月、「渋沢丘陵地区開発条件調査」において、住宅・都市整備公団が「断層地形である」と判断した根拠資料は公団(現在の都市再生機構)には保存されておらず、内容を確認することはできません。

事業者は、平成16年3月に実施した地質調査の結果を基に安全性を確認し、設計を行っており、都市計画法が求める基準に適合するものとして、本市は開発を許可しました。

県が発表した県内全域の活断層の調査結果においても、本開発区域内に活断層は確認されていません。

(質問②について)

事業者は、開発許可申請にあたり、都市計画法の許可基準に適合するよう

に開発対象区域を設計し、本市はその適合性について審査したものです。

(質問③について)

事業者に対して解析方法と結果の資料等の提供が可能かお尋ねください。

(質問④について)

事業者は、専門機関に委託し、設計しており、本市は都市計画法の許可基準に適合しているものと判断しました。

2 敷地外駐車場について

(質問①について)

本事業については、平成24年4月1日に本市が神奈川県から墓埋法第10条の規定による墓地経営の許認可事務を権限移譲される以前から、神奈川県との間で協議が行われてきました。

事前協議における駐車場設置計画では、墓地の経営許可の判断基準となる県条例の必要台数を計画敷地内に設置することに加えて、市要綱の規定を満たすために、計画敷地内の駐車場区画数を増加させました。

敷地内に収まらない区画数については、規定の数的範囲内で近隣に確保することで双方の規定を満たすものです。

(質問②について)

秦野市墓地等の経営の許可等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領第23項では、墓地と近隣に設置する駐車場について、「墓地利用者が徒歩の場合でおおむね5分以内に利用できる駐車場」としてありますが、事業者は、この区間でシャトルバスを運行する計画としており、距離が利用者の便益に多大な支障を来す要因とはならないものとして、設置場所は適当であると判断しました。

(質問③について)

上記のとおり、「墓地利用者の便益に多大な支障がなく」、駐車場から開発区域へ通行する道路は整備されたもので、通行上の危険性がないため、「近隣の土地利用の状況等により支障がないもの」と判断しました。

(質問④について)

駐車場の整備方法につきましては、利用者の安全が守られ、周辺の交通に支障を及ぼさないよう、必要な事項について、今後、関係部署と連携をとり、手続等について指導していきます。

3 ブレインヒル構想について

(質問①について)

当該計画地は、「ブレインヒル柿の木原構想」の中央ゾーンの南側に位置する緑豊かな場所ではありますが、同構想においては、「その他の区域」に区分してあります。この区域は、土地の保全を原則とし、開発区域としての積極的な位置付けはありませんでしたが、今回の開発において計画ごとに個別に判断するエリアであるものとして、総合計画上の位置付けや地域の意向、自然環境等への配慮、地域振興等を総合的に判断したものです。

(質問②について)

平成20年に開催した土地利用委員会では、本霊園計画に関する庁内関係各課による意見及び事前相談等調整事項が整ったことを踏まえ、この区域に設置する妥当性、霊園ができるメリット等を総合的に判断したものです。

事務担当は、健康づくり課健康衛生班です。

電話 0463(82)9603

陳情・要望については、広聴相談課です。

電話 0463(82)5128